

令和2年度埼玉県介護支援専門員更新研修 （実務経験者向け 32時間コース）実施要領

1 日程・内容

「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づき、別表カリキュラムのとおり実施します。（合計6日間・32時間）

なお、各研修日程で講義の順番が前後する場合がありますが、研修内容は同一です。

2 対象者

埼玉県登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が令和3年（2021年/平成33年）3月1日から令和4年（2022年/平成34年）2月28日までの方で、現在の介護支援専門員証の有効期間満了日までの5年間（注1）のうちに介護支援専門員として実務（注2）に従事した経験がある方で、下記（1）又は（2）に該当する方。

（1）初回更新の方、前回の更新を実務未経験者（54時間）コース又は再研修で修了した方で、現在の有効期間内に「専門研修Ⅰ」を修了した方。

（2）前回の更新を実務経験者（88時間又は32時間）コースで修了した方。

※前回の更新を実務経験者コースで修了した場合でも、現在の有効期間内に実務に従事した経験がない方は、「実務未経験者向け（54時間コース）」になりますので御注意ください。

【重要】介護支援専門員としての業務経験

（注1）有効期間満了日までの5年間とは

○はじめて更新される方は、「登録日から有効期間満了日までの5年間」

○前回再研修を受講された方は、「交付年月日から有効期間満了日までの5年間」

○2～3回目の更新の方は、「前回の有効期間満了日の翌日から現在の有効期間満了日までの5年間」

（注2）介護支援専門員としての業務とは

○以下の①～⑨の事業所又は施設で介護支援専門員として就労し、介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）作成等を行うことです。（特定施設サービス計画書の作成も含む）

※要介護認定調査や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみは業務とみなされません。

○指定居宅介護支援事業所の管理者の場合は、基準上介護支援専門員を置くこととされていることから、介護サービス計画作成経験の有無に関わらず、実務経験者とみなされます。

○主任介護支援専門員に従事している場合には、自らケアプランを作成していなくても、介護支援専門員としての業務に従事しているものとみなされます。

【実務経験となる事業所又は施設】

①居宅介護支援事業所 ②特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者

③小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定地域密着型サービス事業者

④介護保険施設 ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者

⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者

⑦指定介護予防支援事業者 ⑧地域包括支援センター ⑨在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口

3 研修費用

（1）受講料の減免について

「埼玉県介護支援専門員研修支援事業補助金交付要綱」に基づき、下記 ④ ⑤ いずれも満たす方は受講料の一部が減免されます。（1万円）

減免を希望される方は、「更新研修就業証明書（様式第1号）」を御提出ください。

④ 介護支援専門員証の登録地が埼玉県の方

⑤ 埼玉県内に事業所において、研修申込時点又は研修申込日の翌日から研修修了日後3か月の間に介護支援専門員として実務に従事している方。

（2）受講料（埼玉県手数料条例に定められた金額）

①上記（1）の ④ ⑤ 両方を満たす方

22,000円 ※更新研修就業証明書提出

②上記（1）の ④ ⑤ 一方でも満たさない方

32,000円

(3) 支払方法

受講申込後、別途郵送する「受講決定のお知らせ」に同封する払込票にてお振込みください。
お振込みいただいた受講料につきましては、受講開始後は返金できませんので御了承ください。

4 申込方法

以下の書類を揃えて、12 申込・問合せ先まで送付してください。

- ①受講申込書（本会ホームページから様式をダウンロードしてください。）
- ②現在の介護支援専門員証のコピー（受講申込書の所定欄に貼付してください。）
- ③修了証のコピー
 - ・直近で修了した研修の修了証（申込者全員）
 - ・有効期間満了日までの5年間で、受講した専門研修Ⅰの修了証（**前項2（1）該当者**）
- ④更新研修就業証明書（様式第1号）※前項3（1）の要件を満たし、受講料の減免を希望する方のみ御提出ください。

5 研修日程の選択について

希望する日程を申込時に選択ください。「第1・2・3日」については連続したカリキュラムになりますので、分割での受講はできません。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、日程ごとの受け入れ人数の調整等を行いますので、御希望に添えない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

6 研修修了の認定方法

研修の全課程を修了した方を修了者とし、修了者には本会から修了証明書を交付します。なお、研修事業終了後に本会から埼玉県に修了者名簿を提出します。

7 留意事項

- (1) 受講申込みにあたっては、不備がないよう提出書類の作成をお願いします。提出書類は必ず控えを取り、お手元に残してください。御自身の実務経験と異なるコースの研修を修了しても更新要件を満たすことにはなりません。
- (2) 研修中は、携帯電話・研修実施機関の許可を得ていないパソコンやイヤホンの使用など、研修内容と関係のない行為は御遠慮いただきます。研修実施に影響のある状況が見受けられた場合は、面談・協議の上で受講を取り止めていただく場合があります。
- (3) 欠席・遅刻・早退は原則認められません。講義途中での退出が確認できた場合は、欠席扱いとさせていただきます。

8 申込期限

令和2年7月31日（金）必着

9 受講決定

受講申込をされた方には、郵送（令和2年8月12日（水）発送予定）により受講決定をお知らせします。令和2年8月20日（木）を過ぎても受講決定が届かない方は、御連絡ください。

10 事例の提出について

「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」の7課目では、各自の実践の振り返りを行うことを目的として、**事例の提出が必須**になっております。


「更新研修32時間コース 事例の提出について」（別紙）を参照し、令和2年8月21日（金）までに事例の提出をお願いいたします。作成に必要な様式については、本会ホームページからダウンロードできます。

期日までに事例提出がない場合は、研修を受講することができませんので御注意ください。

11 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、研修日程が変更・中止になる可能性があります。本会ホームページにて最新情報を随時御確認ください。（状況に合わせて更新します）
- (2) 住所や氏名などの登録事項に変更がある場合は、手続きが必要になりますので、埼玉県高齢者福祉課（048-830-3232）へ連絡をお願いします。

【介護支援専門員証の見方】

介護支援専門員証		
 見本	登録番号 11111111	
	氏名 埼玉 コバトン	
	生年月日 平成XX年XX月XX日	
	住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 -15-1	
登録年月日 平成XX年XX月XX日	介護支援専門員資格登録簿に登録されている氏名及び住所です。 婚姻・転居等で変わっている場合は県高齢者福祉課へ手続きください。	
交付年月日 平成XX年XX月XX日		交付年月日：現在の介護支援専門員証の交付年月日 ※必ずしも更新年月日と同じとは限りません。
有効期間満了日 平成XX年XX月XX日		有効期間満了日：現在の介護支援専門員証の有効期間が満了する年月日
上記の者は介護支援専門員であることを証明する。 埼玉県知事 ○ ○ ○ ○		

注：令和元年(2019年)5月交付分から、年表記が「元号+西暦」になっています。

12 申込・問合せ先

埼玉県社会福祉協議会 研修開発部 ケアマネジャー業務課
 (住所) 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
 (電話) 048-824-3111
 (HP) https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/welfare_152.html

※お問合せは、平日の9時から17時の間にお願いします。

※電話番号をお間違えのないようお気をつけください。

令和2年度埼玉県介護支援専門員更新研修 32時間コースカリキュラム

*「第1～3日」の分割受講はできません。

*会場・研修時間等は予定ですので変更になることがあります。

*研修第1～3日の受付は9：30頃を予定しております。

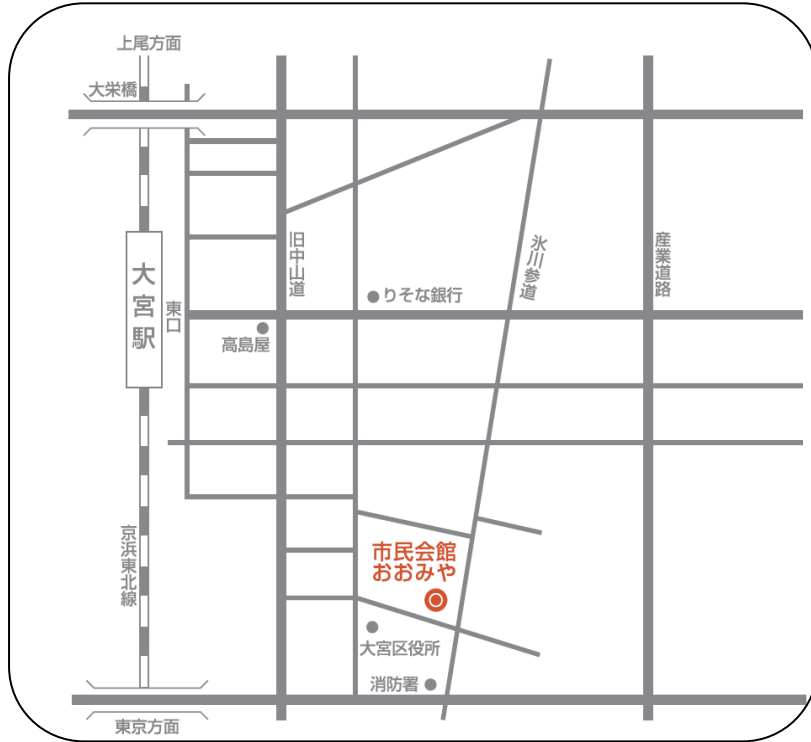
*研修第4～6日の受付は9：15頃を予定しております。

*新型コロナウイルス感染症予防対策のため、日程ごとの受け入れ人数の調整等を行いますので、御希望に添えない場合がございます

	日程		会場	時間 (予定)	内容
第1・2・3日	①日程	9月 3日 (木)	市民会館 おおみや 大ホール	10:00 ～ 17:30	○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開 ○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例① ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例① ・認知症に関する事例① ・入退院時等における医療との連携に関する事例① ・家族への支援の視点が必要な事例① ・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例① ・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例①
		9月 4日 (金)			
		9月 5日 (土)			
	②日程	9月15日 (火)	市民会館 おおみや 大ホール		
		9月16日 (水)			
		9月17日 (木)			
第4日	①日程	9月19日 (土)	彩の国すこやかプラザ	9:40 ～ 16:20	○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・認知症に関する事例② ・入退院時等における医療との連携に関する事例②
	②日程	9月20日 (日)	彩の国すこやかプラザ		
	③日程	9月21日 (月・祝)	彩の国すこやかプラザ		
	④日程	9月22日 (火・祝)	彩の国すこやかプラザ		
	⑤日程	9月27日 (日)	埼玉建産連 研修センター		
	⑥日程	9月28日 (月)	埼玉建産連 研修センター		

	日程		会場	時間 (予定)	内容
第5日	①日程	9月29日(火)	埼玉建産連 研修センター	9:40 ～ 16:20	○ケアマネジメントにおける実践事例の 研究及び発表 ・看取り等における看護サービスの活用 に関する事例② ・家族への支援の視点が必要な事例②
	②日程	9月30日(水)	埼玉建産連 研修センター		
	③日程	10月 1日(木)	さいたま 商工会議所		
	④日程	10月 4日(日)	さいたま 共済会館		
	⑤日程	10月17日(土)	彩の国すこやか プラザ		
	⑥日程	10月18日(日)	埼玉建産連 研修センター		
第6日	①日程	10月19日(月)	埼玉建産連 研修センター	9:40 ～ 17:55	○ケアマネジメントにおける実践事例の 研究及び発表 ・リハビリテーション及び福祉用具の活 用に関する事例② ・社会資源の活用に向けた関係機関との 連携に関する事例② ・状態に応じた多様なサービス（地域 密着型サービス、施設サービス等） の活用に関する事例②
	②日程	10月20日(火)	彩の国すこやか プラザ		
	③日程	10月24日(土)	埼玉建産連 研修センター		
	④日程	10月25日(日)	埼玉建産連 研修センター		
	⑤日程	10月30日(金)	埼玉建産連 研修センター		
	⑥日程	10月31日(土)	彩の国すこやか プラザ		

《会場案内》



【市民会館おおみや】

さいたま市大宮区下町3-47-8

JR・ニューシャトル

大宮駅（東口）下車徒歩約15分

JR京浜東北線 ほか

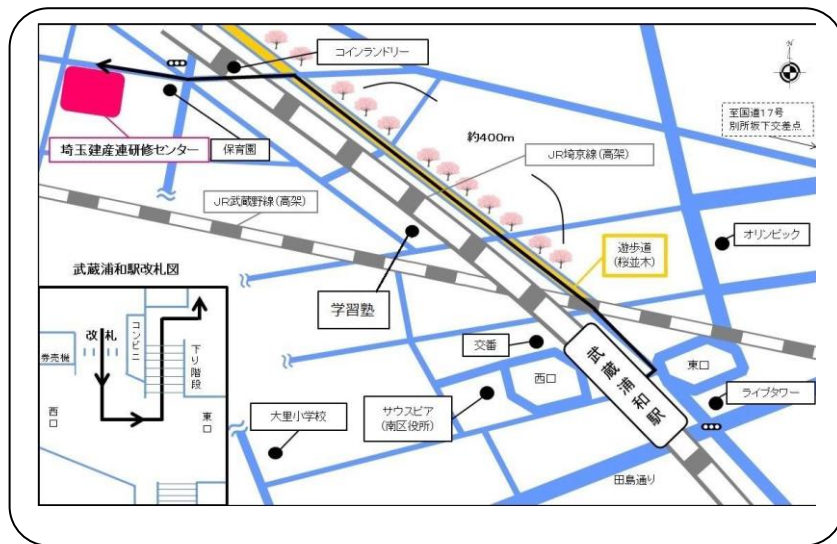
さいたま新都心駅（東口）下車徒歩約17分

東武バス

大宮駅東口 2番乗場「さいたま市立病院」

「さいたま新都心駅東口」行き

「大宮区役所」下車 徒歩2分



【埼玉建産連研修センター】

さいたま市南区鹿手袋4-1-7

JR武蔵野線・埼京線

武蔵浦和駅下車徒歩約10分

東口にある「花と緑の散歩道（遊歩道）」を進み、高架下にコインランドリーがあるので、左折してください。

※会場にエレベータはありません。



【彩の国すこやかプラザ】

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65

JR京浜東北線

与野駅（西口）下車徒歩約10分

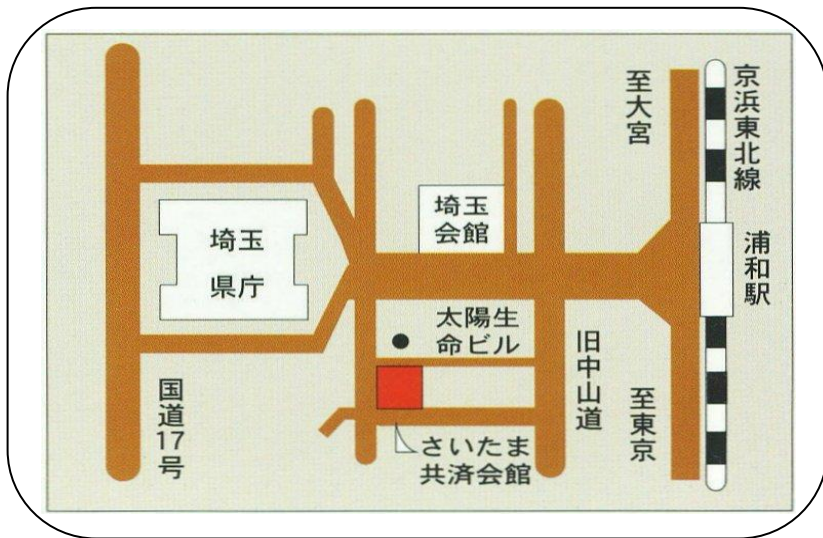


【さいたま商工会議所】

さいたま市浦和区高砂3-17-15

JR浦和駅（西口）

下車徒歩約12分



【さいたま共済会館】

さいたま市浦和区岸町7-5-14

JR高崎・宇都宮・京浜東北線等

浦和駅（西口）下車徒歩約10分

事務局使用欄

令和2年度埼玉県介護支援専門員更新研修（実務経験者）受講申込書

令和 年 月 日

受講に必要な要件を満たしているため、以下の通り申込みます。また、記載した事項に誤りはありません。

フリガナ				◎	生年月日	S・H	年	月	日
氏名					性別	男 ・ 女			
介護支援専門員登録番号					※介護支援専門員証のコピーを貼付してください。 有効期間満了日：令和3年（2021年：旧・平成33年）3月1日～令和4年（2022年：旧・平成34年）2月28日の方				
登録都道府県									
介護支援専門員証の有効期間満了日	平成	令和	年	月					
連絡先 ※平日の日中に連絡の取れる番号を記入ください	自宅	()							
	携帯	()							
	勤務先	()							
住所	〒 -								
勤務先 ※現在 従事していない 場合は、現在の有効期間の中で、介護支援専門員として従事した事業所を記入ください	事業所番号								
	名称								
	所在地	〒 -							
更新回数 ※該当項目に○	A. 登録後はじめての更新			B. 一回更新している			C. 二回以上更新している		
研修修了状況 ※該当する番号に○を記入ください。また修了証のコピーを添付ください	前回の更新（平成 年度受講）				今回の有効期限満了日までの5年間				
	1 更新研修20又は32時間（専門Ⅱを含む） 2 更新研修53又は88時間（専門ⅠⅡを含む） 3 更新46又は54時間（未従事者向け） 4 再研修（期限切れ）				1 専門研修Ⅰ（従事者向け33又は56時間）（平成・令和 年度受講） ※はじめての更新及び、前回の更新が「3」「4」に該当する方は修了済が必須です。				
主任介護支援専門員更新研修※該当項目に○	A. 今年度受講予定あり			B. 受講予定なし					
受講希望日程 ※別表カリキュラムから希望日程の番号を記入ください		第1希望	第2希望	第3希望	事務局使用欄 1回目 平成 年 更53(88) 更46(54) 専ⅠⅡ再 2回目 平成 年 更20(32) 更53(88) 更46(54) 専門ⅠⅡ再 3回目 平成 年 更20(32) 更53(88) 更46(54) 専門ⅠⅡ再 直近5年 専Ⅰ コース ① () 印 ② () 印				
	第1・2・3日								
	第4日								
	第5日								
	第6日								

※新型コロナウイルス感染症予防のため、日程ごとの受入人数を制限します。なるべく第3希望まで御記入くださいますようお願いいたします。また、全て希望に添えない場合があります。

◆演習の際のグループ分けを行うための情報として、該当する番号に○を記入してください。

実務経験のある施設等種別	1 施設	2 居宅	3 地域包括
介護支援専門員試験を受験した際の資格（基礎資格） ※複数ある場合は主たる資格一つに○を記入してください。	1 医師	2 歯科医師	3 薬剤師
	4 保健師	5 助産師	6 看護師
	7 准看護師	8 理学療法士	9 作業療法士
	10 社会福祉士	11 介護福祉士	12 視能訓練士
	13 義肢装具士	14 歯科衛生士	15 言語聴覚士
	16 あん摩マッサージ指圧師	17 はり師きゆう師	18 柔道整復師
	19 栄養士(管理栄養士含む)	20 精神保健福祉士	21 その他相談職
	22 その他介護職		

◆研修受講にあたり、特別な配慮(手話通訳等)が必要な方は以下に御記入ください。

※受講申込書の記載事項は、埼玉県介護支援専門員専門・更新研修の受講者名簿及び修了証明書発行業務、埼玉県への修了者名簿の提出以外の目的に使用することはありません。

令和2年度埼玉県介護支援専門員更新研修就業（見込み）証明書

埼玉県介護支援専門員更新研修実施機関 行

(証明者) 令和 年 月 日
事業所名 _____
事業所所在地 _____
代表者職名・氏名 _____ (職印)
作成者職名・氏名 _____
連絡先 TEL _____

下記の者は、当事業所において、**介護支援専門員として**実務に従事していることを証明します。

介護支援専門員 登録番号								氏名	
従事している 事業所名									
事業所所在地 ※1	〒 _____ 埼玉県 _____ 市町村 _____								
事業所の 介護保険事業所番号									
事業所又は施設の種別 (右の①～⑨の該当する 番号に○を記入) ※介護支援専門員の業務に ついては、各研修の実施要 領の「介護支援専門員とし ての業務とは」を参照して ください。	【実務経験となる事業所又は施設】 ① 居宅介護支援事業所 ② 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者 ③ 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る)に係る指定地域密着型サービス事業者 ④ 介護保険施設 ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者 ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦ 指定介護予防支援事業者 ⑧ 地域包括支援センター ⑨ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口								
就業期間	当事業所において 介護支援専門員として 業務に従事している期間、又は従事の予定時期 下記のいずれかの□をチェックし、従事開始(予定)日を御記入ください。 <input type="checkbox"/> 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から証明日現在も 就業中 (※登録日より前の日付不可) <input type="checkbox"/> 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から 就業予定 (※研修終了後3か月以内)								

■就業（見込み）証明書の作成における注意点

※1 埼玉県外の事業所で介護支援専門員として従事している場合は、受講料免除の対象とはならないため、就業証明書の提出は必要ありません。

※2 就業中の場合は、標題の「（見込み）」を二重線で消してください。

◎受講料の一部免除対象を確認する書類です。記入漏れや間違いの無いように作成してください。